

学校法人千葉明德学園
千葉明德短期大学
機関別評価結果

令和6年3月8日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

千葉明德短期大学の概要

設置者	学校法人 千葉明德学園
理事長	福中 儀明
学 長	由田 新
A L O	佐藤 隆司
開設年月日	昭和 45 年 4 月 1 日
所在地	千葉県千葉市中央区南生実町 1412

<令和 5 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育創造学科		120
	合計	120

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

千葉明德短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和6年3月8日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和4年7月20日付で千葉明德短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

建学の精神は学則に明記され、建学の精神にある「明德」とは、自らの人間性、徳性を輝かすべく学びの道を求めるという中国古典「大学」の一節に由来しており、学内外の関係者に様々な方法で周知している。公開講座の開催や卒業生を中心とした「保育・福祉実践研修会」、「ちば産学官連携プラットフォーム」への参画など多彩な地域貢献活動に取り組んでいる。

教育目的・目標は、「学則」に定められ、学習成果は、卒業認定・学位授与の方針で表明し学内外に周知し、定期的に点検している。建学の精神から導かれた三つの方針は、「学生便覧」や短期大学のウェブサイトでも学外にも周知、発信し、組織的議論と改善を行っている。

自己点検・評価の規程を置き、「点検・評価委員会」を組織し自己評価を行っており、定期的に自己点検評価報告書をウェブサイトで公表している。学習成果の査定は、いくつかの科目を重要科目と位置付け、評価するとともに、実習教育や就職支援あるいは授業担当教員間で協議し検討している。

卒業認定・学位授与の方針は、「育てる保育者像」として表明し、学生便覧、シラバスに明示されている。卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って教育課程が編成されている。教育課程は短期大学設置基準にのっとり幼稚園教諭、保育士養成のための免許・資格取得要件科目を中心に編成されている。シラバスには科目の到達目標、授業内容、準備学習等が明示され、保育の専門知識・技術修得に向けて、具体的な内容が示されている。入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果に対応しており、学生募集要項等に明示されている。

学習成果の獲得状況は、GPA制度により成績評価の段階的状況を把握するなど確認している。保育・幼児教育や子育て支援などの多様なフィールドと短期大学との循環を図りながら「体験から学ぶ」という取組みが学生にもしっかりと認知され、卒業認定・学位授与の方針の探究し続ける力、社会とつながるための基本的な力と保育者としての資質が培われている。

学生生活支援のために、教員による学生生活委員会と、学生から選出される学友会役員

や行事ごとに組織される実行委員会が協力しながら学生生活支援を行っている。また、職員が常駐している保健室が、定期的に来校するスクールカウンセラーとともに支援が必要な学生に対応している。

非常勤教員と専任教員が日常的に使用する教員控室を設け、教員間の連携や意思の疎通、協力・調整、学生の情報共有を行う体制をとっている。また、授業の計画・実施・評価・振り返りの PDCA のシステムが構築され、学生の教育と修学状況を把握し、改善する仕組みがある。

複数の教員が協働して学生の就職相談や支援を行う体制が整っており、在学中から卒業後においても継続した進路指導が行われている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。専任教員の研究活動を支援する体制は充実している。規程等に基づき事務組織を構成し、その責任体制は明確である。事務職員の組織（グループ）が教員の各種委員会と連携し、学生の学習成果の獲得向上に務めている。FD・SD 委員会規程を定め、体制を整備している。教職員の就業に関する諸規程は整備され、ウェブサイトで教職員向けに開示している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。施設設備については、計画的な整備に努めている。多様なメディアを用いた教育にも対応できていて、学生の Wi-Fi 環境の増強にも取り組んでいる。

財務状況について、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

理事長は、学校法人を代表し、業務を総理している。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事長は、「学校法人千葉明德学園中長期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」を策定し、子どもたちや学生のためという信念を持ちながら学校法人全体をリードし学校法人の運営推進を図っている。

学長は、建学の精神に基づく教育研究を実現するため、各校務分掌担当の教職員と意思疎通を図り、教授会での意見を聴取しながら、学長としての学識、組織運営管理の見識を十分に発揮し、短期大学運営にリーダーシップを発揮している。

監事は、理事会、評議員会及び常任理事会に出席し、適宜必要な意見を述べ、規程に基づき毎会計年度に監査報告書をまとめ、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、法令及び寄附行為に従い組織され、適切に開催されている。評議員には、各方面のステークホルダーや学識経験者が任命され、学校法人の運営、経営に意見が反映されている。

教育及び学校法人の情報をウェブサイト等で公表・公開して社会的説明責任を果たしている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判

定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「子育て支援」の地域貢献事業として、子育て中の保護者に「ほっと」一息つける場所を提供する「育ちあいの広場 たいむ」を開設している。同事業では、スタッフとして卒業生を採用しており、数年の経験を経た後、保育現場に復帰するなど、リカレント教育としての役割も担っている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 幅広く深い教養を培うために、「現代社会論」、「フィールドワーク」の科目では体験型学習を実施し、学外実習を通して学生自ら体得して多くの事を身に付けており、卒業認定・学位授与の方針の「探究し続ける力」と「社会とつながるための基本的な力」の育成にもつながっている。
- 卒業生を対象とした、卒業翌年開催の「ホームカミングデー」、月1回開催の「卒業生広場」、年4回開催の「保育実践研修会」を通して、就職先での状況確認や就業に関する相談を受ける機会を設けて、卒業生とのつながりを大切にして積極的に支援しフォローしている。

[テーマ B 学生支援]

- 年4回授業評価アンケートを行うことにより、授業担当者が授業内容や方法を学期の途中で改善することが可能で、期末アンケートには、中間アンケートで書いた内容が反映されているかを問うアンケート項目も加えてあり、修学状況を把握し、改善する仕組みとなっている。
- 教員控室を非常勤教員だけでなく専任教員も日常的に使用し、教員間の連携や意思の疎通、協力・調整、学生の情報共有を行う体制ができています。
- 恵まれた自然環境が学内に広がり、季節折々の木々の変化を感じることができ、竈を使用しての野外調理やみかんを自由に収穫できるなど、豊かな自然に囲まれ、学生が主体的に体験できる環境を整えている。また、学内に附属の幼稚園や子育て支援施設「育ちあいのひろば たいむ」があり、子ども達がいつもいる学びのキャンパスであり、学生、子ども、保護者、スタッフがともに育ちあえる環境が整っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ A 理事長のリーダーシップ]

- 理事長は、子どもたちや学生のためという信念を持って学校法人の教育環境の整備に尽力し、学長をはじめ教職員とコミュニケーションを図りながら教職員の主体的な組織運営を尊重して学校法人の運営を推進している。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。
- シラバスにおいて、15週目を定期試験としており授業の実施・評価に関し不適切な点がみられるので、シラバス内容の確認を組織的に行い、改善が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神は学則に明記され、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有し、学内外のステークホルダーに対して多様な方法で周知している。また地域貢献では、短期大学の施設を活用した子育て支援施設「育ちあいのひろば たいむ」の開設、公開講座の開催や卒業生を中心とした「保育・福祉実践研修会」、「ちば産学官連携プラットフォーム」への参画など多彩な地域貢献活動に取り組んでいる。

教育目的・目標は、「学則」に定められ、教育目的・目標に基づく人材育成の点検は、保育・福祉現場との意見交換、教授会での点検と検討を経て、「学生便覧」の改定に反映している。学習成果を卒業認定・学位授与の方針の中で身に付ける能力として定めており、学内外に周知している。また、学習成果の点検は、教務・FD委員会・就職等を担当する教職員が組織的に把握、分析し、自己点検・評価委員会が総括を行い、教授会において半期ごとの学生の修得単位状況を点検するとともに、卒業する学生の資格・免許の取得状況・就職状況の把握と分析を行い、検証をしている。

建学の精神に基づく三つの方針については、「学生便覧」や短期大学のウェブサイトでも学外にも周知、発信している。また、入学前から卒業後までの流れの中での三つの方針と教育プログラムの関連図を作成するなど、組織的議論と改善を行っている。

内部質保証に関しては、自己点検・評価の規程に基づいて、「点検・評価委員会」を組織し自己評価を行っている。「点検・評価委員会」の中の各委員会は、年間計画を立て毎月会議を開催し、年度末には各分掌の年度計画と実施内容を振り返り、教授会で共有し、次年度の業務に生かしている。さらに、定期的に自己点検評価報告書をウェブサイトで公表している。

教育の質保証のための学習成果の査定は、いくつかの科目を重要科目と位置付け、評価するとともに、実習教育や就職支援あるいは授業担当教員間で協議し検討している。ただし、IR担当部署を置いたが、まだ十分に機能していないということであり、今後の教学IRの展開とともに、教学マネジメント体制を実質化していくことが望まれる。学習成果の一つとしてのGPA指標については、実習参加要件として活用している。教育の質保証のためのPDCAサイクルについては、シラバス作成から授業実施、授業評価アンケート、アンケートに対する改善提案の流れの中で取り組まれている。また、各教員の授業改善提案は、学生が閲覧できるようにしている。

法令遵守の取組みとして、各種委員会が年度末に規程の確認・点検を行うとともに、年間計画に基づいて評価を行い、これらの全体を点検・評価委員会が総括している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科の卒業認定・学位授与の方針は、「育てる保育者像」として表明し、学生便覧・シラバスに明示・公表されている。卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に従って教育課程が編成されている。教育課程は幼稚園教諭、保育士養成のための免許・資格取得要件科目を中心に短期大学設置基準にのっとり構成され、2年間でスムーズに取得できるように配置されている。卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。

教養教育を職業人としての成熟を目指すものと位置付け、多くを必修科目として開設しており、専門科目と同等に重要性を明示している。職業教育として、「保育者論」や「保育・教職実践演習（幼稚園）」科目で保育職に就く前の保育観を磨き、就労に向けた知識、意識を細やかに把握するように指導している。

入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき、学習成果に対応しており、学生募集要項等に明示されている。

シラバスには、科目の到達目標、授業内容、準備学習等が明示され、保育の専門知識・技術修得に向けて、具体的な内容が示されている。しかしながら、シラバスにおいて、15週目を定期試験としており授業の実施・評価に関し不適切な点がみられるので、シラバス内容の確認を組織的に行い、改善が望まれる。

GPA制度により、成績評価の状況を半期ごとに学習成果として確認している。特に「保育創造学科」の特色として、体験型学習に力を入れ、学生自ら体得することによって、主体性や創造力、考える力の養成を目指した教育が展開され、学習成果は「学びの成果発表会」の報告及びレポートにより獲得状況を測定している。学習成果の獲得状況を測定しているが、さらに、学生自身が学習成果を可視化できるようにするために、アセスメント・ポリシーの作成が望まれる。また、学生が自分の学びを理解するために、カリキュラム・マップである「教育課程＜学びと育ち＞」には、学びの順序は分かりやすく記載されているが、科目間の関係についても記述が望まれる。授業評価アンケートを全科目で中間と学期末に2回実施し、その結果を基に学生の修学状況を確認するとともに教員の授業改善に役立てている。

「ホームカミングデー」、月1回実施の「卒業生広場」、年4回開催の「保育実践研修会」を開催して、就職先での状況を確認するほか、就業に関する相談を受ける機会を設けて、卒業生を積極的に支援している。

教員は、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するとともに、入学から卒業、就業を見通した一貫性のある履修及び卒業に至る学生指導を行っている。授業評価アンケートを学期中に2度行い、授業担当者が授業内容や方法を学期途中で改善することを可能としている。さらに期末アンケートでは、学生が中間アンケートで書いた内容が反映され

ているかを問うアンケート項目も加えている。また、教員と職員が情報を共有し、学生の能力や特性、病気の状態に合わせた学習支援、生活支援を細やかに協働して行っている。

短期大学・附属幼稚園・系列の保育所・こども園・子育て支援事業によって構成される千葉明德学園の「総合保育創造組織」により、学生が日常的に子どもや保護者、現場の保育士から学べる仕組みが整っている。

学生ホール（学生食堂）には、学生から意見を聞き、学生が必要とするものを用意し、学生が自然と憩える居心地のよい空間や子どもや保護者と自然と触れ合える学びの環境も整備されている。しかしながら、3階建ての学舎には車いす用のトイレや玄関前のスロープはあるが、エレベーターが設置されていない。学園創立100周年（令和7年度）を迎えるに合わせてバリアフリー化を進める予定としている。

進路支援においては、教授会やゼミ担当教員、実習担当教員で情報共有し、複数の教員が協働して学生の就職相談や支援ができる体制が整っている。就職後も卒業生の動向や離職については、教員が実習巡回時に卒業生の状況を確認している。卒業生及び施設向けに行っているアンケート調査の結果を基に、就職先や学生の傾向を分析・検討し、学生の就職活動に生かしているなど、在学中から卒業後においても継続した進路指導が行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は、短期大学設置基準を充足している。専任教員の研究活動については、研究助成金、学会費が認められており、さらに申請により海外での学会・国際会議等への出席についても認められている。毎週1日の自宅研修日が確保されているなど、研究活動を支援する体制は充実している。

規程等に基づき、事務組織を構成し、その責任体制は明確である。また、業務に精通する事務職員の組織（グループ）が教員の各種委員会と連携し、学生の学習成果の獲得向上に務めている。FD・SD委員会規程を定め、体制を整備している。教職員の就業に関する諸規程は整備され、ウェブサイトで教職員向けに開示している。令和3年度から、教員のあるべき働き方を検討し勤務の「見える化」を実施しており、具体的に「専門業務型裁量労働制」に移行している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。教室等の改修・整備や校舎内の蛍光灯からLED照明に転換、映像資料が授業等で活用できるよう整備するなど、計画的な整備に努めている。令和5年度の消防・避難訓練は、学生・教職員参加で実施された。

教室備え付けの映像装置（プロジェクタ、スクリーン）を計画的に設置整備し、全教室に映像機器の設置を完了している。学生のWi-Fi環境の増強にも取り組んでいる。

財務状況について、短期大学部門で過去2年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去3年間で収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は学校法人を代表し、業務を総理している。理事会は理事長が議長を務め、学校

法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事長、副理事長及び常勤理事で構成される常任理事会が原則月に2回開催され、理事会の委任に基づく学校法人の日常業務に関する事項や緊急の場合の理事会権限事項の決定を行うことができるとともに、理事会権限事項について理事会審議に先立つ検討を行っている。

理事長は、「学校法人千葉明德学園中長期計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、子どもたちや学生のためという信念を持ちながら学校法人全体をリードし学校法人の運営推進を図っている。また、今後迎える学園創立100周年に向けて、教育環境のさらなる充実に向けて尽力するとともに、自ら学内の豊かな自然環境の保全と整備に取り組み、その姿は、校内の学生にも認知されている。

学長は、「学長選考会議規程」により、理事会の承認を経て任命されている。建学の精神に基づく教育研究を実現するため、各校務分掌担当の教職員と意思疎通を図り、教授会での意見を聴取しながら、学長としての学識、組織運営管理の見識を十分に発揮し、短期大学運営にリーダーシップを発揮している。

監事は、理事会、評議員会及び常任理事会に出席し、適宜必要な意見を述べ、規程に基づき毎会計年度に監査報告書をまとめ、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しており、学校法人としての監査体制が確立されている。また、会計監査人の実施する会計監査に立ち会うとともに連携して監査にあたっている。監事、内部監査室及び外部監査法人との連携も含め、三様監査体制の強化を図っている。

評議員会は、法令及び寄附行為に従い組織され、規程に基づいて開催されている。評議員には、各方面のステークホルダーや学識経験者が任命され、学校法人の運営、経営に意見が反映されている。また非定期ではあるが、評議員会の開催時に合わせて、様々な分野からの講師を招いての特別講演会や学内での研究発表などを行い、学内の状況を発信している。

情報公開に関して、法令の規定にのっとり、各種の教育及び学校法人の情報をウェブサイト等で公表・公開して社会的説明責任を果たしている。